

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市育成会手をむすぶ親の会
会長 加藤 敦子

川崎市育成会手をむすぶ親の会 施策要望について

日頃より、知的障害者福祉にご理解とご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

私たちは、知的障害のある人を持つ家族の会として、障害のある人たちが地域において、障害の程度にかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもと、安心して豊かな暮らしが実現できることを願って運動を進めています。

福祉サービスの充実には障害児者の生活を豊かにすることに繋がりますが、個々のニーズに合った利用ができなければ、将来の暮らしへの不安を減少させることはできません。そのための支援計画を立てていくことが必要となりますが、相談支援員の不足から、計画相談に結びついていない人が多いのも事実です。国で成年後見制度の見直しが進んでいますが、相談支援員とライフプランを作成する、本人にかかわっている人たちがチームで支援するという体制が、今後増々不可欠になってきます。「親の支援なき後も、子どもを安心して託せる」それが私たち親の一番の願いです。セルフプランが多い状況が改善され、障害者本人や家族が相談支援員と共にライフプランを作成する、本人にかかわっている人たちがチームで支援する、そのような日が一日でも早く実現することを願っています。

様々な施策のもと、福祉サービスは充実してきていますが、人材不足という理由により、現実にはそれが生かしきれていないことはとても残念です。引き続きの要望ではありますが、早期に解決していただきたいです。

令和6年から、事業所による障害のある人に対しての合理的配慮の提供が義務化されました。当会としても、障害理解のために更なる啓発活動を進めて行く必要があると考え、キャラバン隊による知的発達障害疑似体験で啓発活動を行っています。現在、市区社協、民児協、福祉施設、小学校の授業で講演の他、市外からの依頼も受けております。川崎市でも、障害者理解のための啓発活動になお一層力を入れていただきたいと思います。

単年度に留まらない事項も多々ありますが、よろしくお願い申し上げます。

令和9年度の施策要望（項目毎）

1. 人材の確保と育成について

障害者が地域で生活するには多くの支援が必要です。入所施設を始め、通所施設の職員・グループホームの世話人・ヘルパーなどは、要望のほとんどの部分にかかわりがある方々です。人材不足で余裕のない支援は、福祉の低下につながっていきます。人材の確保と知的障害を理解し、障害者に寄り添えるよう人材育成を引き続きお願いします。また、福祉で働く環境を整えて、多くの方が働き続けられる職場であることも重要であると考えます。

強度行動障害がある人への支援についても、施策はあるものの人手不足のため実際に支援につながっていない現状があります。強度行動障害者支援の加算も令和6年4月の報酬改定により大幅に引き上げられていますが、このような支援施策があっても、人手不足や専門的なスキルを持った支援者の不足により支援につながっていない人が多く、早急な人材確保と人材育成が必要と考えます。専門的な研修は、より多くの支援員が受けやすいよう、川崎市が主導して実施していくことが必要であると考えます。

2. 相談支援事業の充実

障害児者や家族の将来的なことを考えると、個々の状況を把握している相談支援員と繋がり、寄り添った支援をしてもらえることはとても大切です。しかし、現実には相談支援員の人材不足から、多くの利用者に対してセルフプランへの移行が多く実施されており、その状況はいまだ改善が進みません。親亡き後も障害者が地域で安心して暮らしていくために、引き続き相談支援員の拡充と事業の充実を要望します。

必要な方を重点的にと計画相談が進められていますが、計画相談支援が十分に確保された段階とはいいつ頃になるのか。見通しを立てた計画の遂行をお願いします。

現在、国では成年後見制度の見直しが行われていますが、必要な時に制度を利用するという状況になれば、ますます計画相談の必要性が増すと思われます。

3. 住まいの整備（グループホームや単身者住居）

（1）グループホームの計画的整備の推進

グループホームの地域差はなかなか緩和されず、南部地域は不足している状況です。住み慣れた場所で生活できるように、引き続き地域バランスを考えた必要量の整備をお願いします。また、重度知的障害者が入居できる施設も変わらず不足しています。利用希望者のニーズに沿った計画整備の推進が必要であると考えます。

（2）市営住宅の障害者グループホームとしての積極的な活用

障害基礎年金を基本に生活する場合、家賃支出が占める割合が大きいです。このことから、市営住宅を障害者グループホームとして積極的に活用していただくことを要望するものです。また、重度障害者がグループホームに入居しにくい要因の一つとして、スプリンクラーの設置義務があります。市営住宅建替え時には、計画段階からグループホーム仕様の部屋をいくつか設計していただけるようをお願いします。

(まちづくり局に関連する要望項目)

(3) 365日個々に必要な支援

現在も多くのグループホームでは、週末は自宅へ帰るよう施設側から求められたり、病院への付き添いに家族への対応を求められることも多いようです。多くの理由として挙げられるのが、施設側の人材不足です。障害者が地域で安心した暮らしができるよう、必要に応じてグループホーム内で昼間の活動、夜間・休日対応ができる支援員の配置、日中支援加算などの充実とともに川崎市での独自加算も必要です。個々のニーズに合った支援が求められます。

(4) 単身者向け住宅への支援

グループホームからの独立など一人暮らしを希望する人も増えてきています。日常生活のちょっとしたことを相談できるサービス付き住居の建設をお願いします。

(5) グループホーム家賃補助について

家賃補助については、国から1万円、川崎市からも一律27,000円あります。しながら、地域によって家賃料に差があり、障害基礎年金の範囲での利用が厳しくなっている利用者もいて、負担額に差が出ています。このことから、個々のケースによる家賃補助の増額をご検討ください。

4. 各区に地域で核となる地域生活支援の拠点施設の建設

川崎市での地域生活支援拠点施設は、宮前区にはじまり川崎区、中原区、高津区、麻生区は整備済、他都市と比べると進んでいるように見えます。

当会としては、拠点型施設の機能として、①短期入所機能（ショートステイ）10床以上・緊急時短期入所ベッド有り、②日中一時支援機能、③24時間対応の相談機能などが備わることを要望しています。

特に、緊急の事態などの相談支援（夜間と土日祝日等をカバーするもの）機能の併設を望む声は大きいものがあります。拠点型施設の整備目的の1つの柱である、「緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える」という視点からの整備、あるいは連携が、まだまだ進んでいないように思われますので、さらなる整備をお願いします。

また、未整備区である、幸区、多摩区、にも拠点型施設が早期に整備されるよう、よろしくお願いします。

5. 災害時の支援

(1) 災害時個別避難計画について

災害時個別避難計画で集められた情報はどこでどのように管理されているのか？緊急時にはどのように活用されるかが、我々には知らされていません。そのことにより不安の声が聞かれますので、明確にしていだけるようお願いします。

(2) 一次避難所における障害者への配慮と二次避難所のあり方

避難所の運営については、避難所運営会議に任されているようで、避難所によって対応が違います。運営に差が出ないよう、避難所運営マニュアルに沿った運営がなされることを要望します。

二次避難所確保については進められているようですが、障害者ひとり一人にあらかじめ紹介できる仕組みの構築をお願いします。行政や障害者施設も被災することを考えると難しい面もありますが、短期間での環境変化など、移動自体が難しい場合も多いと想定されます。重度障害者がいち早く二次避難所へ移動できるようお願いします。

(3) 「被災世帯登録票」の周知徹底

避難所での生活が難しく在宅避難を選択した場合、「被災世帯登録票」を記入して一次避難所に提出すると、在宅でも避難者用物資が提供されるとなっていますが、いまだ広く周知されていない状況です。

「被災世帯登録票」についての周知を徹底するとともに、避難所以外で過ごす場合の指針（避難所登録や食事提供などについて）も、明確にしていただけると安心です。

6. 短期入所（ショートステイ）の拡充と日中一時支援事業へのサポート

(1) 身近な所にショートステイ〔福祉型〕の整備

ショートステイは、家族のレスパイトのみならず、グループホームや施設への入所を考えると、練習する場所としても必要です。少しずつ増えてきてはいますが、地域バランスを考えた必要量の整備が求められます。

また、ショートステイ事業所は交通の不便な場所にあることも多く、利用したいが高齢のため送迎ができないとあきらめている方もいます。送迎サービスが普及するような施策の検討をお願いします。

また、グループホームに併設するショートステイの整備も必要と考えます。

(2) 日中一時支援事業へのサポート

特別支援学校卒業後に利用できるサービスとして日中一時支援があります。現在、支援学校や支援級に在籍している学生の多くが放課後デイサービスを利用している状況で、卒業後利用できなくなることへの不安を保護者から聞いています。就労されている親御さんが多くなり必要度が増していますので、さらなる充実をお願いします。

7. 生活介護事業所における送迎の整備について

生活介護事業で、送迎の対応のない事業所があります。通所当初は自主通所が出来た方も、障害の程度が重くなったり、年齢を重ねることで通所が困難になったりします。移動支援を利用している方もいますが、自己負担金が発生してしまいます。また、親が送迎している場合、親の高齢化で、いつまで続けられるのかと不安になっています。各事業所において、送迎サービスがスムーズに行えるよう行政支援の充実をお願いします。

自己負担金が多額になり将来の不安に繋がっています。負担金の助成をお願いします。

また、生活介護事業所の中でも、送迎サービスがないために、新規利用者が増えず通所

者が定員割れとなっている施設があります。何らかの対策が必要であると考えます。

8. 障害の程度に関係ない医療費の助成について

川崎市には重度障害者医療費助成事業という制度があり、療育手帳 A1、A2、もしくは B1 で身体障害者手帳 3 級の知的障害者は、医療費の自己負担額を助成してもらっています。しかし、助成の対象ではない障害者も、年齢を重ねることで受診の機会は増えてきます。工賃に障害基礎年金を合わせても、生活することだけで精一杯で医療費までお金が回せないという方も多くみられ、将来的に大変不安です。障害の等級に関係なく医療費の助成をご検討ください。

9. 特別支援学校卒業生在宅ゼロ施策の継続並びに通所施設や就労先などになじめず在宅で引きこもりがちな人に対する支援の強化

特別支援学校卒業時在宅ゼロにつきましては、施設整備等を進めていただいていることに感謝しています。

しかし、障害者本人の成長過程において通所している施設に通えなくなるケースがあります。一度レールから外れると次の場所がなかなか見つからず、在宅になってしまいます。このことが長引けば長引くほど家族が疲弊します。相談支援専門員、施設職員、家族などが集まってアセスメントをし、本人にあった環境の整備をすることが大切です。

- ・施設職員の障害理解（本人の観察）など人材育成
- ・施設に合わないからと排除しないこと

その他要望

- ・障害者の所得補償
- ・法人後見制度の推進